

答申第 661 号

平成 29 年 11 月 1 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 5 月 15 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 7）（諮問第 732 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月27日から同年9月21日までの間に開催された特定会議の結果概要（会議資料を含む。）、特定依頼書全23件、特定事項に関する同意書全28件、特定業務委託に係る結果報告書、同年7月29日付け起案文書及び同年8月3日付け起案文書を特定し、その一部を非公開としたことについては、同月27日から同年9月21日までの間に開催された特定会議の結果概要（会議資料を含む。）のうち、同年7月27日付け実施結果に係る会議資料に記載された特定の者の性別を公開すべきことを除き妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月26日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月6日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月27日から同年9月21日までの間に開催された特定会議の結果概要（会議資料を含む。）（以下「甲文書」という。）、特定依頼書全23件（以下「乙文書」という。）、特定事項に関する同意書全28件（以下「丙文書」という。）、特定業務委託に係る結果報告書（以下「丁文書」という。）、同年7月29日付け起案文書（以下「戊文書」という。）及び同年8月3日付け起案文書（以下「己文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、次に掲げるもののうち、ア(ウ)については警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第5条第4号柱書を理由に、また、その余の情報については特定の個人を識別できる情報又は特定の個人は識別することはできないが、公開することによりその権利利益を害するおそれがある情報であるとして同条第1号を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 甲文書

(ア) 特定人及び当該特定人と特定の関係にある者の氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、本籍・住所地、連絡先、担当地区、特定依頼事項の有無等

(イ) 警部補以下の階級にある警察官の氏名

(ウ) 警察電話の内線番号

イ 乙文書

(ア) 特定依頼事項 α の依頼者の区分及び依頼内容

(イ) 特定人の年齢及び性別

(ウ) 特定依頼事項 α の実施日、実施場所、実施内容、結果及び備考

ウ 丙文書

(ア) 特定相談所における支援に必要な情報を同相談所に提供することに同意した者の氏名、印影及び住所

(イ) 特定人の氏名

エ 丁文書

(ア) 特定依頼事項 β の依頼者の氏名、実施日、実施場所及び実施状況

(イ) 特定依頼事項 β の実施結果報告日

(ウ) 特定依頼事項 β の実施者の氏名及び印影

(3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分を取り消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 特定人に関する情報

(ア) 特定人の性別及び市区町村名までの住所地については、プレスリリースにより公表されており、また、神奈川県別の担当課からは公開されており整合性がない。さらに、特定事件の重大性にかんがみれば、条例第5条第1号ただし書ア、イ及びエに該当する。

(イ) 実施機関が、特定人に関する情報の多くを非公表としたことは、明

らかに憲法第14条第1項、障害者の権利条約のほとんどの規定等に反する著しい障害者差別であり、到底認められない。

イ 特定依頼事項βの実施者の氏名

(ア) 特定依頼事項βの実施者の氏名が、第三者情報であって被実施者の個人情報でないとして非公開とされることが横行しており、国際的に見て看過できない。

(イ) 特定依頼事項βの実施者の氏名を非公開とするのであれば、神奈川県個人情報保護条例の規定による個人情報開示請求に対する決定で、被実施者に対して開示すべきである。

(ロ) 特定依頼事項βの実施者は、住民監査請求及び住民訴訟において怠る事実の相手方の適格を有する者であり、相手方の特定をすることは原告にあることから、当然にその氏名を公開すべきである。

ウ 警部補以下の階級にある警察官の氏名

(ア) 警部補以下の階級にある警察官の氏名は、職務遂行に係る公務員の氏名であるため、明らかに条例第5条第1号ただし書ウに該当する。

(イ) 警察官は、階級にかかわらず、公務の対象者に氏名を尋ねられたら警察手帳の氏名等が記載された頁を提示しなければならない以上、条例第5条第1号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

実施機関は、警察電話の内線番号について、警察業務全般が検挙や規制を行うものであることから、警察電話の内線番号を公開すると、被疑者等により反発を受け嫌がらせ等の支障をきたすおそれがあると主張するが、本件処分において非公開とされたものは住民相談に係る電話番号であり、検挙や規制ではないことは明らかである。

したがって、実施機関の主張が妥当でありうるのは、警察業務のうち検挙や規制に係る場合のみであり、本件処分において非公開とされたものには当てはまらない。

(3) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、本件処分において非公開とされた情報は公開されるべきである。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

ウ 特定業務委託に係る仕様書を本件請求に係る対象文書として特定すべきである。

(5) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

エ 郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきである。

4 実施機関（安全防災局安全防災部くらし安全交通課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 甲文書

甲文書は、特定相談所における特定の者に対する支援について、実施機関及び神奈川県警察本部並びに特定団体Aが提供する支援の内容及びその時期を協議し決定する会議の実施結果及び会議資料であって、特定事件に関連して作成されたものである。

(ア) 特定人及び当該特定人と特定の関係にある者の氏名、性別、生年月

日、年齢、続柄、本籍・住所地、連絡先、担当地区、特定依頼事項の有無等

甲文書に記録された特定人及び当該特定人と特定の関係にある者の氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、本籍・住所地、連絡先、担当地区、特定依頼事項の有無等は、特定の者の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかである。よって、かかる情報は、条例第5条第1号本文に該当する。

また、その内容及び性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(イ) 警部補以下の階級にある警察官の氏名

甲文書に記録された警部補以下の階級にある警察官の氏名は、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当する。

また、警部補以下の階級にある者の氏名については、神奈川県職員録や新聞の異動記事においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イには該当しない。さらに、その情報の性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

イ 乙文書

乙文書は、実施機関が特定依頼事項 α の実施を特定団体Bに依頼するとともに、その結果について、特定団体Bが実施機関に報告をするものである。

乙文書に記載された特定依頼事項 α の依頼者の区分及び依頼内容、特定人の年齢及び性別並びに特定依頼事項 α の実施日、実施場所、実施内容、結果及び備考は、特定の者の氏名とともに記載されているわけではないため、個人識別情報には当たらないものの、その内容は個人の心身の状況等に関連するものであって、公開することにより、その権利利益を害するおそれがある。よって、かかる情報は、条例第5条第1号本文

に該当する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ 丙文書

丙文書は、特定相談所における特定の者に対する支援に必要な情報を同相談所に提供することについて、特定の者から神奈川県警察本部が同意を得るためのもので、特定事件に関連して支援を希望する者から提出されたものである。

丙文書に記載された特定相談所における支援に必要な情報を同相談所に提供することに同意した者の氏名、印影及び住所並びに特定人の氏名は、個人識別情報として条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質にかんがみて、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

エ 丁文書

丁文書は、特定業務の委託先である特定団体Cから月毎に提出される業務委託の結果報告書である。

(ア) 特定依頼事項βの依頼者の氏名、実施日、実施場所及び実施状況並びに特定依頼事項βの実施者の氏名及び印影

丁文書に記載された依頼者の氏名、実施日、実施場所及び実施状況並びに特定依頼事項βの実施者の氏名及び印影は、特定の個人の氏名とともに記載されているため、個人識別情報として条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質にかんがみて、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(イ) 特定依頼事項βの実施結果報告日

特定依頼事項βの実施結果報告日については、特定業務委託の仕様書において、特定依頼事項βの実施終了後、速やかに実施結果票を作成することが明記されており、特段の事情がない限り、特定依頼事項βの実施当日に、当該結果票を作成するのが実状となっているため、特定依頼事項βの実施結果報告日は、特定依頼事項βの実施日と実質的に同一である。したがって、前記(ア)と同様に、個人識別情報とし

て条例第5条第1号本文に該当し、その内容及び性質にかんがみて、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

警察電話の内線番号とは、警察の専用線業務専用通信回線に接続された電話の番号であるところ、警察業務は検挙や規制を行うものであることから、業務遂行にあたり被疑者等から反発を招くことも予想され、警察の内線番号を公開することにより、被疑者等から業務妨害を目的として特定の内線番号に対する嫌がらせを受け、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障をきたすおそれがあると認められるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第7条該当性について

本件処分において非公開とした前記2(2)アからエまでの内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。

(4) 本件行政文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したのは、所管業務である犯罪被害者等支援業務の一環として作成又は取得していたためであり、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書は管理していない。

(5) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本と

する場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、郵送による交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、この点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、甲文書は実施機関が説明するとおり、特定相談所における支援に関し、実施機関等の関係機関が提供する支援内容及びその時期を協議し決定する会議の実施結果及び会議資料であり、乙文書は実施機関が特定依頼事項 α を特定団体Bに依頼するとともに、特定団体Bがその結果を実施機関に報告しているものであると認められる。また、丙文書は特定相談所における特定の者に対する支援に必要な情報を同相談所に提供するための同意を得るためのものであり、丁文書は特定業務の受託者である特定団体Cから実施機関に月毎に提出される当該特定業務の結果報告書であると認められる。さらに、戊文書は特定事件に関連し実施機関が行った記者発表に係る起案文書であり、己文書は特定事件に関連し実施機関が行った県内市町村に対する協力依頼に係る起案文書であることが認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

もっとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報

（同号ただし書ア）」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書ウ）」、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報（同号ただし書エ）」に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

そこで、本件処分において同号に該当するとされた非公開情報の同号該当性について、同号ただし書該当性を含めて、以下、検討する。

ア 甲文書

- (ア) 特定人及び当該特定人と特定の関係にある者の氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、本籍・住所地、連絡先、担当地区、特定依頼事項の有無等

当審査会が確認したところ、甲文書に記録された特定人及び当該特定人と特定の関係にある者の氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、本籍・住所地、連絡先、担当地区、特定依頼事項の有無等は、特定の者の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかである。

よって、かかる情報は、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

もっとも、当審査会が確認したところ、かかる情報のうち、平成28年7月27日付け実施結果に係る会議資料に記載された特定の者の性別については、審査請求人が主張するように、実施機関において既に公表していることが認められるため、同号ただし書イに該当するが、その余の情報については、同号ただし書イに該当するものとは認められず、また、その内容及び性質にかんがみて、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、特定人及び当該特定人と特定の関係にある者の氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、本籍・住所地、連絡先、担当地区、特定依頼事項の有無等のうち、同日付け実施結果に係る会議資料に記載された特定の者の性別については同号ただし書イに該当するが、その余の情

報については、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点に関する審査請求人のその余の主張は、前記判断を左右するものではない。

(イ) 警部補以下の階級にある警察官の氏名

甲文書に記録された警部補以下の階級にある警察官の氏名は、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、警部補以下の階級にある者の氏名については、神奈川県職員録や新聞の異動記事においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから同号ただし書イには該当せず、職務遂行の内容に関する情報にも当たらないことから同号ただし書ウにも該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、警部補以下の階級にある者の氏名については、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、警察官は階級にかかわらず、公務の対象者に氏名を尋ねられた場合に警察手帳の氏名等が記載された頁を提示しなければならない以上、同号ただし書ア及びイに該当する旨等主張するため、この点について、以下、検討する。

同号本文に該当するとされた非公開情報であっても、同号ただし書アに基づき公開を行うのは、法令等の規定に基づき、公開請求の時点において当該情報が既に何人にも知り得る状態となっているためであり、また、同号ただし書イに基づき公開を行うのは、当該情報が慣行として現に不特定多数の一般人に知り得る状態にあるか、知ることが予定されているため、これを非公開とすることにより守るべき法益が存しないためであると解される。

そこで、本件についてこれを見ると、警察官の氏名については、警察手帳規則第5条の規定に基づき警察官であることを示す必要がある

ときに警察手帳の証票及び記章を呈示すること、また、神奈川県警察職員の職務倫理及び服務に関する規程第12条第2項第5号の規定に基づき市民との応接に際し職務上支障がある場合のほか、要求があったときに所属、氏名等を明らかにすることが規定されており、警察官が職務遂行上必要と認めた特定の相手方に対し所属、氏名等を明らかにすることが定められているのであって、不特定多数の一般人にこれを明らかにすることを定めているものではなく、これらの規定を超えて、警察官が自らの氏名を明らかにしている事実も認められない。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできず、また、その余の主張についても、前記判断を左右するものではない。

イ 乙文書

当審査会が確認したところ、乙文書に記載された特定依頼事項 α の依頼者の区分及び依頼内容、特定人の年齢及び性別並びに特定依頼事項 α の実施日、実施場所、実施内容、結果及び備考は、実施機関が説明するとおり、特定の者の氏名とともに記載されておらず、その内容に照らし個人識別情報にはあたらないと認められるものの、当該依頼事項の内容が個人の心身の状況等に関連する情報であることにかんがみれば、公開することにより、その権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、特定依頼事項 α の内容に照らせば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかであるため、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点に関する審査請求人の主張は、前記判断を左右するものではない。

ウ 丙文書

当審査会が確認したところ、丙文書に記載された特定相談所における支援に必要な情報を同相談所に提供することに同意した者の氏名、印影及び住所並びに特定人の氏名は、その内容に照らし、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、同意の内容にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかであるため、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

エ 丁文書

(ア) 特定依頼事項βの依頼者の氏名、実施日、実施場所及び実施状況並びに特定依頼事項βの実施者の氏名及び印影

当審査会が確認したところ、丁文書に記載された特定依頼事項βの依頼者の氏名、実施日、実施場所及び実施状況並びに特定依頼事項βの実施者の氏名及び印影は、特定の個人の氏名とともに記載されているため、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、特定依頼事項βの内容にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかであるため、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点に関する審査請求人の主張は、前記判断を左右するものではない。

(イ) 特定依頼事項βの実施結果報告日

当審査会が確認したところ、特定依頼事項βの実施結果報告は、実施機関が説明するとおり、特定業務委託上、特定依頼事項βの実施終了後、速やかに実施結果を作成することとされているために、特段の事情がない限り、特定依頼事項βの実施日当日に作成されていると認められる。したがって、特定依頼事項βの実施結果報告日は、特定依頼事項β実施日と実質的に同義である。

よって、特定依頼事項βの実施結果報告日の条例第5条第1号該当性については、特定依頼事項βの実施日と同様に解すべきものであることから、かかる情報は、前記(ア)のとおり、同号に該当すると判断する。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開する

ことにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、警察電話の内線番号の同号柱書該当性について、以下、検討する。

警察電話の内線番号については、実施機関が説明するとおり、警察業務が検挙や規制を行うものが多く、業務遂行にあたり被疑者等から反発を招くことも予想され、警察の内線番号を公開することにより、被疑者等から業務妨害を目的として特定の内線番号に対する嫌がらせを受け、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障をきたすおそれがあると認められることから、同号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、本件処分において非公開とされた警察電話の内線番号は、検挙や規制ではなく住民相談に係る電話番号であるため、実施機関の説明は同号柱書に該当する理由にならない旨主張するが、当該警察電話の内線番号が、直接的に検挙や規制にかかわるものではなくとも、警察における電話番号として、業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張は採用することができない。

(4) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、

「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、

同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、本件処分において非公開とされた前記2(2)アからエまでに掲げる情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは、妥当であると判断する。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

なお、審査請求人は、特定業務委託に係る仕様書についても特定すべき旨主張するが、本件請求の内容の合理的解釈からも当該仕様書を特定しなかったことは妥当であると認められ、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当

該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(6) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、郵送による交付を行う場合には定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、本件処分の理由付記に不備がある旨主張しているところ、審査請求人が主張するとおり、本件処分における理由付記は、該当条項の引

用に留まっているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定にあたり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

よって、今後、実施機関は、全部又は一部の公開を拒む内容の諾否決定を行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、具体的な理由付記に努めるべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 5 月 15 日	○ 諮問
9 月 19 日 (第 168 回部会)	○ 審議
10 月 20 日 (第 169 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元神奈川県大学教授	
柿 崎 環	明治大学教授	部 会 員
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成 29 年 11 月 1 日現在) (五十音順)